

建築物エネルギー消費性能基準、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の基準及び建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準（経済産業省令・国土交通省令）（素案）

第一章 建築物エネルギー消費性能基準
（総則）

第一条 法第二条第三号で定める建築物エネルギー消費性能基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準とする。

一 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一条第一項の非住宅部分をいう。以下同じ。） 次のイ又はロに定める方法により、当該非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること。ただし、イ又はロに定める方法と同等以上に当該非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合においては、この限りでない。

イ 国土交通大臣が定める方法により計算した当該非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該非住宅部分の基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

ロ 国土交通大臣が定めるモデル建物（以下、単に「モデル建物」という。）において、当該非住宅部分の構造及び設備に基づき国土交通大臣が定める方法により計算した設計一次エネルギー消費量が、モデル建物の基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

二 住宅部分（法第十一条第一項の住宅部分をいう。以下同じ。） 次のイ及びロに定める方法により、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること。ただし、イ又はロに定める方法と同等以上に当該住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合においては、この限りでない。

イ 一戸建ての住宅及び共同住宅等における一の住戸（以下「単位住戸」という。）の外皮平均熱貫流率（内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値をいう。以下同じ。）及び冷房期の平均日射熱取得率（入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。以下同じ。）について、次の(1)又は(2)の基準を満たすこと

(1) 国土交通大臣が定める方法により計算した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、別表第3に掲げる地域区分に応じて次の表に定める値以下であること。

別表第3に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1度につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

別表第3に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

(2) 国土交通大臣が定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準を満

たすこと。

ロ 一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量が次の(1)又は(2)の基準を満たすこと。

(1) 国土交通大臣が定める方法により計算した一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量が、一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

(2) 国土交通大臣が定める一次エネルギー消費量に関する基準を満たすこと。

三 複合建築物（非住宅部分と住宅部分から成る建築物をいう。以下同じ。） 次のイ及びロに定める方法により、当該複合建築物が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること

イ 住宅部分の単位住戸について第二号イの規定に適合すること。

ロ 非住宅部分については第一号並びに住宅部分については第二号ロに規定する国土交通大臣が定める方法により計算した当該複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量が、当該複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。ただし、住宅部分の各単位住戸が第二号ロ(2)を満たす場合又は非住宅部分が第一号ロを満たす場合は、それぞれ各単位住戸又は非住宅部分を除いた部分の設計一次エネルギー消費量が、当該部分の基準一次エネルギー消費量を上回らないこととすることができる。

(基準一次エネルギー消費量)

第二条 前条第一号に規定する非住宅部分の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} は空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} は空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} は照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} は給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} は昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M はその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{SAC} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (\alpha_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SAC,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SAC,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第2に掲げる空気調和設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

N : 当該非住宅部分における空気調和対象室の数

(2) E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_1^n (\alpha_{sv,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sv,i}$ ：室 i の室用途ごとに別表第2に掲げる機械換気設備に係る係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_i ：室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n ：当該非住宅部分における機械換気対象室の数

(3) E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_1^n (\alpha_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SL,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SL,i}$ ：室 i の室用途ごとに別表第2に掲げる照明設備に係る係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_i ：室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n ：当該非住宅部分における照明対象室の数

(4) E_{sw} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_1^n (\alpha_{sw,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sw,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sw,i}$ ：室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第2に掲げる給湯設備に係る係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_i ：室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n ：当該非住宅部分における給湯対象室の数

(5) E_{SEV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_1^n \left(\frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i}}{860} \times N_{SEV,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{SEV,i}$ 、 $V_{SEV,i}$ 、 C_{SEV} 、 $T_{SEV,i}$ 、 $M_{SEV,i}$ 、 $N_{SEV,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{SEV,i}$ ：昇降機系統 i の積載質量（単位 キログラム）

$V_{SEV,i}$ ：昇降機系統 i の定格速度（単位 1分につきメートル）

C_{SEV} ：基準設定速度制御係数（1/40）

$T_{SEV,i}$ ：昇降機系統 i の年間運転時間（単位 時間）

$M_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の輸送能力係数 (単位 無次元)

$N_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*に属する昇降機の台数 (単位 台)

n : 当該非住宅部分における昇降機の対象系統数

(6) E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (\alpha_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SM,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SM,i}$: 室*i*の室用途ごとに別表第2に掲げるその他設備等に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室*i*の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における対象となる室の数

2 前条第二号ロ(1)に規定する単位住戸、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量は、次の(1)、(2)により算出するものとする。

(1) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} (単位 1年につきギガジュール)は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH} : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SC} : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} : 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} : 給湯設備 (排熱利用設備を含む。以下同じ。)の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M : その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

イ E_{SH} は、次の(イ)から(ト)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_{SH} は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間 (1年間のうち日平均外気温が 15 度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、 $E_{SH,t,i}$ 、 $Q_{UT,SH,t,r}$ 、 $\alpha_{UT,SH,r}$ 、 m 、 n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

$Q_{UT,SH,t,r}$: 部屋 r の時刻 t における 1 時間当たりの処理されない暖房負荷

(単位 1時間につきメガジュール)

$\alpha_{UT,SH,r}$: 部屋 r における処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第 3 に掲げる地域区分ごとに別表第 4 に掲げる係数

m : 単位住戸における暖房設備の数

n : 1 年間に暖房する時間 (単位 時間)

R : 部屋の数

(ロ) $E_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備 i の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SH,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,t,i} = C_{SH,t,i} \times Q_{T,SH,t,i}$$

この式において、 $C_{SH,t,i}$ 及び $Q_{T,SH,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は 0 とする。

(ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 暖房負荷の算出においては、別表第 3 の地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

別表第 3 に掲げる 地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1 平方メートル ル 1 度につきワット)	一戸建て の住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
	共同住宅等 の住戸	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67

別表第 3 に掲げる 地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
暖房期の平均日射熱 取得率	一戸建て の住宅	2.7	2.5	2.7	3.7	4.4	4.2	4.5	—
	共同住宅等 の住戸	1.6	1.4	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—

② 暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i) 暖房設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量

(iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

(iv) 家電製品の運転時間及び発熱量

(v) 調理の時間及び発熱量

③ 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第3に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。

④ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 換気又は漏気によって輸送される熱

(iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

(vi) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱

(ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第5に掲げる値を用いるものとする。

ロ E_{SC} は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_{SC} は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間（1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SC,t,i}$$

この式において、 $E_{SC,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SC,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

m : 単位住戸における冷房設備の数

n : 1年間に冷房する時間（単位 時間）

(ロ) $E_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SC,t,i}$ を時刻 t における1時間当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC,t,i} = C_{SC,t,i} \times Q_{T,SC,t,i}$$

この式において、 $C_{SC,t,i}$ 及び $Q_{T,SC,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SC,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SC,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i により処理される冷房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

(ハ) $C_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

① 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

② 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 冷房負荷の算出においては、別表第3の地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率

及び冷房期の日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

別表第3に掲げる 地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル 1度につきワット)	一戸建て の住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
	共同住宅等 の住戸	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67

別表第3に掲げる 地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱 取得率	一戸建て の住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	3.2
	共同住宅等 の住戸	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	2.4

② 冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

- (i) 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
- (ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量
- (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
- (v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

③ 外気温(日平均外気温を含む。)については、別表第3に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

④ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

(i) 顕熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気(通風のための措置を含む。(ii)において同じ。)又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱

(ii) 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第5に掲げる値を用いるものとする。

ハ E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = a_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 a_{SV} 、 A_{total} 及び β_{SV} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計(単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
a_{SV}	33	38	33
β_{SV}	129	-21	579

ニ E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 A_{total} 、 A_{MR} 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計(単位 平方メートル)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計(単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計(単位 平方メートル)

ホ E_{SW} は、次の式により算出するものとする。ただし、浴室、その他浴槽若しくは身体の清浄を目的とした設備を有する室(以下、浴室等)及び台所、洗面所が無い場合は0とする。

$$E_{SW} = a_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 a_{SW} 、 A_{total} 及び β_{SW} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計(単位 平方メートル)

別表第3に掲げる地域区分	給湯対象室	係数	床面積の合計の区分						
			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)		
			床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上かつ90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上		

				ル未満	ル未満	トル未満	
1	浴室等有る場合	a_{SW}	—	234	307	109	—
		β_{SW}	11946	4926	546	18366	31446
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	32	78	15	—
		β_{SW}	4835	3875	1115	6785	8585
2	浴室等有る場合	a_{SW}	—	228	300	107	—
		β_{SW}	11696	4856	536	17906	30746
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	32	77	15	—
		β_{SW}	4742	3782	1082	6662	8462
3	浴室等有る場合	a_{SW}	—	212	280	100	—
		β_{SW}	10892	4532	452	16652	28652
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	30	72	14	—
		β_{SW}	4442	3542	1022	6242	7922
4	浴室等有る場合	a_{SW}	—	205	272	97	—
		β_{SW}	10575	4425	405	16155	27795
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	29	70	13	—
		β_{SW}	4321	3451	991	6121	7681
5	浴室等有る場合	a_{SW}	—	200	276	103	—
		β_{SW}	10440	4440	-120	15450	27810
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	29	71	14	—
		β_{SW}	4165	3295	775	5905	7585
6	浴室等有る場合	a_{SW}	—	181	249	93	—
		β_{SW}	9401	3971	-109	13931	25091
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	26	64	12	—
		β_{SW}	3755	2975	695	5375	6815

	る場合						
7	浴室等有る場合	a_{SW}	—	165	227	85	—
		β_{SW}	8499	3549	—171	12609	22809
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	23	57	11	—
		β_{SW}	3402	2712	672	4812	6132
8	浴室等有る場合	a_{SW}	—	130	178	67	—
		β_{SW}	6672	2772	—108	9882	17922
	浴室等がなく、台所又は洗面が有る場合	a_{SW}	—	18	45	9	—
		β_{SW}	2679	2139	519	3759	4839

へ E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \alpha_M \times A_{total} + \beta_M$$

この式において、 α_M 、 A_{total} 及び β_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上かつ90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
α_M	0	87	167	47	0
β_M	12181	9571	4771	15571	21211

(2) 共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量 $E_{ST,all}$ (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST,all} = \left(\sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST,i}$: 住戸 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sev} : 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

イ $E_{ST,i}$ は、第二条第3号(1)により算出するものとする。

ロ E_{sac} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (a_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sac,i}$: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第3に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 空気調和対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

室用途	別表第3に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)							
管理人室								
集会室								
屋内廊下	935	972	705	745	803	831	858	798

ハ E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (a_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sv,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メ

ートル)

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$a_{sv,i}$
機械室	712
JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)	
廃棄物保管場所等	2137

ニ E_{sl} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n (a_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 照明対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

室用途	$a_{sl,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)	
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ホ E_{sw} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_i^n (a_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sw,i}$: 給湯対象室 i の室用途及び別表第3に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途	別表第3に掲げる地域区分
-----	--------------

	1	2	3	4	5	6	7	8	
管理)	JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)							7	14
集会								9	56

へ E_{sev} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_i^n \left(\frac{L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st} \times T_{ev,i} \times M_{ev,i}}{860} \times N_{ev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度 (単位 1分につきメートル)

F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{ev,i}$: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)

$M_{ev,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)

$N_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)

n : 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

3 前条第三号に規定する基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体について、次の(1)及び(2)により求められる値の合計値とする。

(1) 非住宅部分については、第一項に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

(2) 住宅部分については、第二項に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の基準

(住宅事業建築主基準)

第三条 法第二十七条第一項で定める住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の基準(以下「住宅事業建築主基準」という。)は、次の各号に掲げる一戸建て住宅の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。ただし、これと同等以上に住宅のエネルギー消費性能を確かめることができるものとして国土交通大臣が認める計算により確かめられる場合においては、この限りでない。

一 目標年度(平成29年4月1日に始まり平成30年3月31日に終わる年度をいう。)

以降の各年度(平成31年4月1日に始まり平成32年3月31日に終わる年度までに限る。)において新築する一戸建て住宅 当該目標年度以降の各年度において国土交通大臣が定める方法により計算した設計一次エネルギー消費量を新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値が、次条第1項に定める基準一次エネルギー消費量を上回らないこと

二 目標年度(平成32年4月1日に始まり平成33年3月31日に終わる年度をいう。)

以降の各年度において新築する一戸建て住宅 当該目標年度以降の各年度において次のイ及びロの基準に適合すること

イ 第一条第1項第二号イの基準に適合すること

- ロ 新築する一戸建て住宅について国土交通大臣が定める方法により計算した設計一次エネルギー消費量を新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値が、次条第2項に定める基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

(住宅事業建築主の基準一次エネルギー消費量)

- 第四条 前条第一号の基準一次エネルギー消費量は、第2条第2項(1)の E_{ST} の計算式を、 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ と読み替えて計算するものとする。
- 2 前条第二号の基準一次エネルギー消費量は、第2条第2項(1)の E_{ST} の計算式を、 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M\} \times 10^{-3}$ と読み替えて計算するものとする。

第三章 建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準

(総則)

第五条 法第三十条第一号で定める建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準とする。

- 一 非住宅部分 次のイ及びロに定める方法により、当該非住宅部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること。ただし、イ又はロに定める方法と同等以上に当該非住宅部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものであることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)の基準

- (1) 国土交通大臣が定める方法により計算した当該非住宅部分の屋内周囲空間(各階の外気に接する外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が別表1の用途及び地域区分ごとに掲げる数値(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)以下とするものとする。
- (2) 国土交通大臣が定める方法により計算したモデル建物の屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、別表1の用途及び地域区分ごとに掲げる数値(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)以下とするものとする。

ロ 次の(1)又は(2)の基準

- (1) 国土交通大臣が定める方法により計算した当該非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、当該非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。
- (2) モデル建物において、当該非住宅部分の構造及び設備に基づき国土交通大臣が定める方法により計算した設計一次エネルギー消費量が、モデル建物の誘導基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

- 二 住宅 次のイ及びロに定める方法により、単位住戸又は共同住宅等全体が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること。ただし、イ又はロに定める方法と同等以上に当該住宅が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして、国土交通大臣が認める方法による場合においては、この限りでない。

イ 単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率について、国土交通大臣が定める方法により計算した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、別表第3に掲げる地域区分に応じて次の表に定める値以下であること。

別表第3に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---

外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1度 につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
--------------------------------------	------	------	------	------	------	------	------	---

別表第3に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

ロ 一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等の一つの住戸又は共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量が、国土交通大臣が定める方法により計算した一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等の一つの住戸又は共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量が、一戸建ての住宅、共同住宅等にあつては共同住宅等の一つの住戸又は共同住宅等全体の誘導基準一次エネルギー消費量を上回らないこと。

三 複合建築物 次のイ及びロに定める方法により、当該複合建築物全体が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめること

イ 非住宅部分については第一号イ並びに住宅部分については第二号イの規定にそれぞれ適合すること。

ロ 非住宅部分については第一号ロ並びに住宅部分については第二号ロに規定する国土交通大臣が定める方法により計算した当該複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量が、当該複合建築物全体の誘導基準一次エネルギー量を上回らないようにすること。ただし、住宅部分の各単位住戸が第二号ロ(2)を満たす場合又は非住宅部分が第一号ロを満たす場合は、それぞれ各単位住戸又は非住宅部分を除いた部分の設計一次エネルギー消費量が、当該部分の基準一次エネルギー消費量を上回らないこととすることができる。

(誘導基準一次エネルギー消費量)

第六条 前条第一号ロに規定する非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} は空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} は空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} は照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} は給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} は昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_M はその他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{SAC} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_{i=1}^n (\alpha_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SAC,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SAC,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第2に掲げる空気調和設備に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における空気調和対象室の数

(2) E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_1^n (\alpha_{sv,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sv,i}$: 室iの室用途ごとに別表第2に掲げる機械換気設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における機械換気対象室の数

(3) E_{sl} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_1^n (\alpha_{sl,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sl,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sl,i}$: 室iの室用途ごとに別表第2に掲げる照明設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における照明対象室の数

(4) E_{sw} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_1^n (\alpha_{sw,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sw,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sw,i}$: 室iの室用途及び地域区分ごとに別表第2に掲げる給湯設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における給湯対象室の数

(5) E_{sev} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_1^n \left(\frac{L_{sev,i} \times V_{sev,i} \times C_{sev} \times T_{sev,i} \times M_{sev,i}}{860} \times N_{sev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{sev,i}$ 、 $V_{sev,i}$ 、 C_{sev} 、 $T_{sev,i}$ 、 $M_{sev,i}$ 、 $N_{sev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{sev,i}$: 昇降機系統iの積載質量 (単位 キログラム)

$V_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の定格速度 (単位 1分につきメートル)

C_{SEV} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の年間運転時間 (単位 時間)

$M_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の輸送能力係数 (単位 無次元)

$N_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*に属する昇降機の台数 (単位 台)

n : 当該非住宅部分における昇降機の対象系統数

(6) E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (\alpha_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SM,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SM,i}$: 室*i*の室用途ごとに別表第2に掲げるその他設備等に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室*i*の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅部分における対象となる室の数

2 前条第二号ロに規定する単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH} : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SC} : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} : 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} : 給湯設備 (排熱利用設備を含む。以下同じ。)の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M : その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

イ E_{SH} は、次の(イ)から(ト)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_{SH} は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間 (1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、 $E_{SH,t,i}$ 、 $Q_{UT,SH,t,r}$ 、 $\alpha_{UT,SH,r}$ 、 m 、 n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

$Q_{UT,SH,t,r}$: 部屋 r の時刻 t における 1 時間当たりの処理されない暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

$\alpha_{UT,SH,r}$: 部屋 r における処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第 3 に掲げる地域区分ごとに別表第 4 に掲げる係数

m : 単位住戸における暖房設備の数

n : 1 年間に暖房する時間 (単位 時間)

R : 部屋の数

(ロ) $E_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備 i の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SH,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,t,i} = C_{SH,t,i} \times Q_{T,SH,t,i}$$

この式において、 $C_{SH,t,i}$ 及び $Q_{T,SH,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は 0 とする。

(ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 暖房負荷の算出においては、別表第 3 の地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

別表第 3 に掲げる地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
	共同住宅等の住戸	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67

別表第 3 に掲げる地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.7	2.5	2.7	3.7	4.4	4.2	4.5	-
	共同住宅等の住戸	1.6	1.4	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	-

② 暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

- (i) 暖房設備の運転時間及び温度設定
 - (ii) 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
 - (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
 - (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
 - (v) 調理の時間及び発熱量
- ③ 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第 3 に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。
- ④ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。
- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
 - (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - (vi) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
- (ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 5 に掲げる値を用いるものとする。
- ロ E_{SC} は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法によるものとする。
- (イ) E_{SC} は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間（1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。
- $$E_{SC} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SC,t,i}$$
- この式において、 $E_{SC,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- $E_{SC,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）
- m : 単位住戸における冷房設備の数
- n : 1 年間に冷房する時間（単位 時間）
- (ロ) $E_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SC,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。
- $$E_{SC,t,i} = C_{SC,t,i} \times Q_{T,SC,t,i}$$
- この式において、 $C_{SC,t,i}$ 及び $Q_{T,SC,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- $C_{SC,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費係数
- $Q_{T,SC,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i により処理される冷房負荷（単位 1 時間につきメガジュール）
- (ハ) $C_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。
- (ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。
- ① 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

- ② 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項について勘案するものとする。

- ① 冷房負荷の算出においては、別表第3の地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

別表第3に掲げる地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートルにつきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
	共同住宅等の住戸	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67

別表第3に掲げる地域区分	住宅の種別	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	3.2
	共同住宅等の住戸	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	2.4

- ② 冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。
- (i) 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
 - (ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量
 - (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
 - (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量
 - (v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量
- ③ 外気温(日平均外気温を含む。)については、別表第3に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。
- ④ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。
- (i) 顕熱
 - a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - b 換気(通風のための措置を含む。(ii)において同じ。)又は漏気によって輸送される熱
 - c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱
 - (ii) 潜熱
 - a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
 - b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
 - c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
 - d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 5 に掲げる値を用いるものとする。

ハ E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = a_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 a_{SV} 、 A_{total} 及び β_{SV} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

β_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1 年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が 30 平方メートル未満	床面積の合計が 30 平方メートル以上 かつ 120 平方メートル 未満	床面積の合計が 120 平方メートル以上
a_{SV}	33	38	33
β_{SV}	129	-21	579

ニ E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 A_{total} 、 A_{MR} 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

ホ E_{SW} は、次の式により算出するものとする。ただし、浴室、その他浴槽若しくは身体の清浄を目的とした設備を有する室 (以下、浴室等) 及び台所、洗面所が無い場合は 0 とする。

$$E_{SW} = a_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 a_{SW} 、 A_{total} 及び β_{SW} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

β_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1 年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

別表第 3 に掲 げる地	給湯対象室	係数	床面積の合計の区分				
			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
			床面積の	床面積の	床面積の	床面積の	床面積の

域区分			合計が 30 平方メー トル未満	合計が 30 平方メー トル以上 かつ 60 平 方メー トル未満	合計が 60 平方メー トル以上 かつ 90 平 方メー トル未満	合計が 90 平方メー トル以上 かつ 120 平方メー トル未満	合 計 が 120 平方 メートル 以上
1	浴室等有 る場合	a_{SW}	—	234	307	109	—
		β_{SW}	11946	4926	546	18366	31446
	浴室等が 無く、台所 又は洗面 が有る 場合	a_{SW}	—	32	78	15	—
		β_{SW}	4835	3875	1115	6785	8585
2	浴室等有 る場合	a_{SW}	—	228	300	107	—
		β_{SW}	11696	4856	536	17906	30746
	浴室等が 無く、台所 又は洗面 が有る 場合	a_{SW}	—	32	77	15	—
		β_{SW}	4742	3782	1082	6662	8462
3	浴室等有 る場合	a_{SW}	—	212	280	100	—
		β_{SW}	10892	4532	452	16652	28652
	浴室等が 無く、台所 又は洗面 が有る 場合	a_{SW}	—	30	72	14	—
		β_{SW}	4442	3542	1022	6242	7922
4	浴室等有 る場合	a_{SW}	—	205	272	97	—
		β_{SW}	10575	4425	405	16155	27795
	浴室等が 無く、台所 又は洗面 が有る 場合	a_{SW}	—	29	70	13	—
		β_{SW}	4321	3451	991	6121	7681
5	浴室等有 る場合	a_{SW}	—	200	276	103	—
		β_{SW}	10440	4440	-120	15450	27810
	浴室等が 無く、台所 又は洗面 が有る 場合	a_{SW}	—	29	71	14	—
		β_{SW}	4165	3295	775	5905	7585

6	浴室等がある場合	a_{SW}	—	181	249	93	—
		β_{SW}	9401	3971	—109	13931	25091
	浴室等がなく、台所又は洗面がある場合	a_{SW}	—	26	64	12	—
		β_{SW}	3755	2975	695	5375	6815
7	浴室等がある場合	a_{SW}	—	165	227	85	—
		β_{SW}	8499	3549	—171	12609	22809
	浴室等がなく、台所又は洗面がある場合	a_{SW}	—	23	57	11	—
		β_{SW}	3402	2712	672	4812	6132
8	浴室等がある場合	a_{SW}	—	130	178	67	—
		β_{SW}	6672	2772	—108	9882	17922
	浴室等がなく、台所又は洗面がある場合	a_{SW}	—	18	45	9	—
		β_{SW}	2679	2139	519	3759	4839

へ E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \alpha_M \times A_{total} + \beta_M$$

この式において、 α_M 、 A_{total} 及び β_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1平方メートル
1年につきメガジュール)

β_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1年につきメガ
ジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計(単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計 が 30 平方メー トル未満	床面積の合計 が 30 平方メー トル以上かつ 60 平方メー トル未満	床面積の合計 が 60 平方メー トル以上かつ 90 平方メー トル未満	床面積の合計 が 90 平方メー トル以上かつ 120 平方メー トル未満	床面積の合計 が 120 平方メ ートル以上
α_M	0	87	167	47	0
β_M	12181	9571	4771	15571	21211

- 3 前条第二号ロに規定する共同住宅等全体の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{ST,all} = \left(\sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST,i}$: 住戸 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sev} : 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

イ $E_{ST,i}$ は、第六条第2項により算出するものとする。

ロ E_{sac} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (a_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $a_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sac,i}$: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第3に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 空気調和対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

室用途	別表第3に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1088	1069	1013	1022	1080	1068	1010	1163
管理人室	JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)						377	458
集会室	JISの更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)						34	471
屋内廊下	935	972	705	745	803	831	858	798

ハ E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (a_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sv,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第 2 に掲げる係数）（単位 1 平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$a_{sv,i}$
機械室	712
JIS の更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)	
廃棄物保管場所等	2137

ニ E_{sl} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n (a_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第 2 に掲げる係数）（単位 1 平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 照明対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

室用途	$a_{sl,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
JIS の更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)	
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ホ E_{sw} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_i^n (a_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $a_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$a_{sw,i}$: 給湯対象室 i の室用途及び別表第 3 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第 2 に掲げる係数) (単位 1 平方メートル1 年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途	別表第 3 に掲げる地域区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	
管理用	JIS の更新等と併せて再計算中 (基準値と設計値の水準に変更はない)							7	8
集会室	51	52	53	54	55	56	57	58	
							59	56	

へ E_{sev} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_i^n \left(\frac{L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st} \times T_{ev,i} \times M_{ev,i}}{860} \times N_{ev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度 (単位 1 分につきメートル)

F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{ev,i}$: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)

$M_{ev,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)

$N_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)

n : 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

4 前条第三号に規定する基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体について、次の(1)及び(2)により求められる値の合計値とする。

(1) 非住宅部分については、第一項に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

(2) 住宅部分については、第二項に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 法第二条第五項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合は、当分の間、この省令の第一条第二項イの規定は適用しない。この場合において、第二条第二号(1)イ(ホ)及び同条第二項(1)ロ(ホ)については当該一戸建ての住宅及び共同住宅等の一つの住戸の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率及び暖房期の平均日射熱取得率を用いて算出することができる。

第三条 第一章の規定の施行の際現に存する非住宅部分に対する第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「 $E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるの

は「 $E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}) \times 1.1+E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

2 第一章の規定の施行の際現に存する住宅部分については、当分の間、第一条第二号イの規定は適用しない(ただし、共同住宅等の単位住戸全体の増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行う単位住戸を除く)。この場合において、第二条第二項中「 $E_{ST}=(E_{SH}+E_{SC}+E_{SL}+E_{SW}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}) \times 1.1+E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

第四条 第三章の規定の施行の際現に存する非住宅部分については、当分の間、第五条第一号イの規定は適用しない。この場合において、第六条第一項中「 $E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}) \times 0.8+E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。

2 第三章の規定の施行の際現に存する住宅部分については、当分の間、第五条第二号イの規定は適用しない(ただし、共同住宅等の単位住戸全体の増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行う単位住戸を除く)。この場合において、第六条第二項中「 $E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}) \times 0.9+E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}=(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。

別表第1

	用途	地域区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
(1)	事務所等	430	430	430	450	450	450	450	590	
(2)	ホテル等	客室部	560	560	560	450	450	450	500	690
		宴会場部	960	960	960	1250	1250	1250	1450	2220
(3)	病院等	病室部	790	790	790	770	770	770	790	980
		非病室部	420	420	420	430	430	430	440	670
(4)	物品販売業を営む店舗等	610	610	610	710	710	710	820	1300	
(5)	学校等	390	390	390	450	450	450	500	690	
(6)	飲食店等	680	680	680	810	810	810	910	1440	
(7)	集会所等	図書館等	540	540	540	550	550	550	550	670
		体育館等	770	770	770	900	900	900	900	1100
		映画館等	1470	1470	1470	1500	1500	1500	1500	2100
(8)	工場等	—	—	—	—	—	—	—	—	

1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 7 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 8 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表第2

室用途	設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）																			
	空調調和設備								空調調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備								その他設備等	
	地域区分										地域区分									
	1	2	3	4	5	6	7	8			1	2	3	4	5	6	7	8		
事務所等	事務室	898	917	925	965	1033	1115	1129	1399	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	498
	電子計算機事務室	944	963														16	14	12	1245
	会議室	1060	1071														39	36	29	42
	喫茶室	1060	1071														1322	1209	978	42
	社員食堂	394	397														1983	1813	1467	0
	中央監視室	2457	2508	3049	3155	3354	3527	3696	4490	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	26	2565
	ロビー	660	671	655	675	693	750	739	913	0	547	6	6	6	5	5	5	4	3	0
	廊下	660	671	655	675	693	750	739	913	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	660	671	655	675	693	750	739	913	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	660	671	655	675	693	750	739	913	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	787	797	816	850	894	967	977	1220	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	88	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	室内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホテル等	客室	1601	1437	1091	1062	1086	1099	1057	1139	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535	131
	客室内の浴室等	1601	1437	1091	1062	1086	1099	1057	1139	385	342	936	917	859	837	795	723	661	535	131

終日利用されるフロント	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1710	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用されるフロント	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	926	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される事務室	1701	1661	1884	1979	2160	2300	2489	3122	0	1394	62	60	57	55	52	48	43	35	641
日中のみ利用される事務室	1139	1132	1324	1401	1502	1626	1791	2260	0	871	62	60	57	55	52	48	43	35	534
終日利用されるロビー	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
日中のみ利用されるロビー	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	556	62	60	57	55	52	48	43	35	0
宴会場	4739	4834	5924	6131	6785	7027	7491	9258	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	470
会議室	4046	4118	4981	5174	5732	5973	6325	7788	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	0
結婚式場	3811	3818	4450	4591	5084	5287	5477	6652	0	1282	92	91	85	83	78	71	65	53	0
レストラン	4451	4305	4227	4324	4700	4869	5068	6356	0	556	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	463
ラウンジ	3186	3142	3161	3218	3497	3645	3798	4672	0	598	62	60	57	55	52	48	43	35	0
バー	1447	1423	1368	1394	1488	1550	1580	1931	0	128	62	60	57	55	52	48	43	35	0
店舗	2350	2288	2331	2399	2607	2744	2885	3630	0	638	31	30	28	28	26	24	22	18	994
社員食堂	3402	3375	3604	3728	4137	4308	4535	5579	0	997	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	0
終日利用される廊下	2323	2271	2264	2320	2493	2550	2640	3276	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される廊下	1609	1565	1456	1490	1571	1615	1666	2083	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される共用部の便所	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される共用部の便所	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される喫煙室	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される喫煙室	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室又は倉庫	2849	2811	3087	3198	3566	3726	3906	4739	385	564	502	492	461	449	427	388	355	287	0
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5622	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	141	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	281	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	281	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	843	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院等																			
病室	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	0	514	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
看護職員室	2333	2141	1712	1673	1671	1679	1669	1846	0	813	267	262	246	239	227	206	189	153	160
診察室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	448	214	210	196	191	182	165	151	122	327
待合室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	303	214	210	196	191	182	165	151	122	327
手術室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	929	408	400	375	365	347	315	288	233	725
検査室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	465	408	400	375	365	347	315	288	233	725
集中治療室	3448	3443	3900	4058	4506	4753	4987	6121	0	1394	510	500	469	457	433	394	360	292	2565
解剖室等	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	44	49	48	45	44	42	38	35	28	362
浴室等	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	616	598	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
レストラン	2523	2509	2812	2912	3256	3388	3542	4293	0	522	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	427
事務室	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	418	49	48	45	44	42	38	35	28	362
終日利用されるロビー	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
日中のみ利用されるロビー	921	899	689	696	669	699	684	788	0	342	49	48	45	44	42	38	35	28	0
終日利用される廊下	2755	2562	1924	1916	1853	1868	1855	2034	0	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される廊下	881	865	662	672	647	668	668	752	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される共用部の便所	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される共用部の便所	921	899	689	696	669	699	684	788	385	342	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される喫煙室	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中のみ利用される喫煙室	921	899	689	696	669	699	684	788	769	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室又は倉庫	1052	1063	1085	1122	1218	1283	1313	1590	128	169	402	394	369	359	341	310	284	230	0
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	9662	886	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	242	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	197	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1449	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品販売業を営む店舗等	大型店の売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	931	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	専門店の売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	829	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	スーパーマーケットの売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	764	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	事務室	1688	1615	1376	1398	1374	1444	1472	1630	0	755	62	60	57	55	52	48	43	35	652
	荷さばき場	1011	955	770	774	772	813	818	897	0	125	31	30	28	28	26	24	22	18	142
	ロビー	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	0	1246	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	便所	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	1639	1627	1710	1768	1938	2028	2116	2583	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	2147	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校等	小中学校の教室	411	417	380	387	546	595	563	760	0	176	218	213	200	195	185	168	154	124	8
	高等学校の教室	411	417	380	387	546	595	563	760	0	176	83	81	76	74	70	64	58	47	8
	小中学校又は高等学校の食堂	230	236	201	199	246	268	248	294	0	63	1392	1365	1279	1245	1182	1075	983	796	0
	大学の教室	491	482	470	473	505	545	552	766	0	183	69	67	63	61	58	53	49	39	32
	大学の食堂	2354	2332	2311	2347	2549	2611	2677	3308	0	333	3825	3750	3513	3421	3248	2954	2700	2186	0
	職員室	1140	1106	856	880	902	977	936	1072	0	382	61	59	56	54	51	47	43	35	223
	研究室	812	797	874	909	969	1048	1058	1377	0	557	49	48	45	44	42	38	35	28	1026
	電子計算機演習室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	312	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	実験室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	514	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	実習室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	386	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	講堂又は体育館	928	928	836	849	890	961	941	1201	0	103	142	140	131	127	121	110	100	81	0
	宿直室	1488	1364	1024	1012	1031	1048	1033	1105	385	311	936	917	859	837	795	723	661	535	131
	事務室	601	609	552	559	580	638	605	775	0	383	41	40	37	36	35	31	29	23	228
	ロビー	1525	1533	1772	1842	2038	2156	2218	2714	0	282	41	40	37	36	35	31	29	23	0
	廊下	547	552	524	542	548	595	579	723	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	547	552	524	542	548	595	579	723	318	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	547	552	524	542	548	595	579	723	635	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	876	894	911	943	1017	1091	1101	1355	106	155	332	325	305	297	282	256	234	190	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	2108	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	53	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1171	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	316	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店等	レストランの客室	1587	1560	1697	1703	1781	1814	1833	2246	0	926	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222
軽食店の客室		1590	1609	1452	1503	1602	1620	1561	1818	0	556	1296	1271	1191	1160	1101	1001	915	741	0
喫茶店の客室		1629	1621	1592	1623	1694	1704	1653	1968	0	940	2593	2542	2381	2319	2201	2002	1830	1481	317
バー		401	410	356	367	377	397	380	406	0	116	2074	2033	1905	1855	1761	1602	1464	1185	0
フロント		734	726	713	707	702	718	689	763	0	509	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務室		972	975	905	917	928	941	899	1033	0	755	31	30	28	28	26	24	22	18	463
ロビー		734	726	713	707	702	718	689	763	0	556	31	30	28	28	26	24	22	18	0
廊下		734	726	713	707	702	718	689	763	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
便所		734	726	713	707	702	718	689	763	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫煙室		734	726	713	707	702	718	689	763	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室又は倉庫		1046	1072	892	922	952	977	928	994	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0
厨房		0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室		0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1952	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集会所等	アスレチック場の運動室	1633	1625	1842	1909	2106	2234	2308	2847	175	635	1267	1243	1164	1134	1076	979	895	724	288
	アスレチック場のロビー	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	0	425	26	25	24	23	22	20	18	15	0
	アスレチック場の便所	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	526	467	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アスレチック場の喫煙室	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	1052	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公式競技用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	1780	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	一般競技用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	レクリエーション用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	358	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	公式競技用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	1187	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	一般競技用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	593	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	レクリエーション用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	236	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	競技場の客席	1919	1899	2038	2093	2272	2410	2509	3104	0	93	117	115	108	105	99	90	83	67	0
	競技場のロビー	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	0	443	29	29	27	26	25	23	21	17	0
	競技場の便所	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	549	488	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	競技場の喫煙室	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	1097	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浴場施設の浴室	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	688	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0
	浴場施設の休憩室	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	399	62	60	57	55	52	48	43	35	0
	浴場施設の脱衣所	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	359	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0
	浴場施設のロビー	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	0	544	62	60	57	55	52	48	43	35	0
	浴場施設の便所	3395	3398	3826	3885	4307	4495	4635	5557	673	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浴場施設の喫煙室	3395	3398	3826	3885	4307	4495	4635	5557	1347	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	映画館の客席	5704	5637	5998	6195	6813	7091	7483	9270	0	128	308	302	283	275	261	238	217	176	0
	映画館のロビー	3544	3565	4077	4126	4574	4745	4835	5733	0	641	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	映画館の便所	3616	3621	4083	4148	4607	4807	4947	5930	721	641	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	映画館の喫煙室	3616	3621	4083	4148	4607	4807	4947	5930	1443	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	図書館の図書室	1156	1105	1065	1093	1172	1254	1261	1586	0	488	52	51	48	46	44	40	37	30	90
	図書館のロビー	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	0	360	52	51	48	46	44	40	37	30	0
	図書館の便所	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	405	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	図書館の喫煙室	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	809	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	博物館の展示室	962	907	816	828	879	930	913	1101	0	261	8	8	7	7	7	6	5	4	0
	博物館のロビー	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	0	288	52	51	48	46	44	40	37	30	0
	博物館の便所	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	324	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	博物館の喫煙室	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	647	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	劇場の舞台	2499	2444	2741	2845	3208	3362	3537	4355	0	441	212	208	194	189	180	163	149	121	0
	劇場の楽屋	643	641	702	734	782	840	878	1122	0	299	42	42	39	38	36	33	30	24	0
	劇場の客席	2499	2444	2741	2845	3208	3362	3537	4355	0	265	212	208	194	189	180	163	149	121	0
	劇場のロビー	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	0	265	42	42	39	38	36	33	30	24	0
	劇場の便所	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	298	265	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	劇場の喫煙室	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	595	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	競馬場又は競輪場の客席	1489	1457	1601	1655	1745	1910	1958	2461	0	298	117	115	108	105	99	90	83	67	325
	競馬場又は競輪場の券売場	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場の店舗	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
競馬場又は競輪場のロビー	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	325	29	29	27	26	25	23	21	17	0	
競馬場又は競輪場の便所	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	411	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
競馬場又は競輪場の喫煙室	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	823	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社寺の本殿	2793	2764	2943	3038	3342	3474	3653	4558	0	198	212	208	194	189	180	163	149	121	0	
社寺のロビー	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	0	294	42	42	39	38	36	33	30	24	0	
社寺の便所	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	331	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社寺の喫煙室	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	661	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
カラオケボックス	4985	5053	4519	4669	4986	4992	4742	5391	1154	1368	123	121	113	110	105	95	87	70	233	
ホールディング場	2583	2590	2988	3054	3376	3518	3621	4308	673	798	31	30	28	28	26	24	22	18	445	
ばちんこ屋	3004	2966	3157	3163	3317	3384	3423	4232	625	1019	154	151	141	138	131	119	109	88	3139	

	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	7027	644	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	129	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	351	141	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	351	213	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1562	141	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1054	70	0	0	0	0	0	0	0	0
工場等	倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	211	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋外駐車場又は駐輪場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第3

地域区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧椴法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町

	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯨ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
	宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）、
	秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。）、能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。）、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。）、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。）、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
	栃木県	日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、
	群馬県	沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。）、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、
	新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
	山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）、
	長野県	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧

		真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市 (旧伊那市、旧高遠町に限る。)、駒ヶ根市、中野市 (旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市 (旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村 (旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
	岐阜県	高山市、飛騨市 (旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
4	青森県	青森市 (旧青森市に限る。)、深浦町
	岩手県	宮古市 (旧宮古市、旧田老町に限る。)、大船渡市、一関市 (旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市 (旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。)、登米市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市 (旧秋田市、旧雄和町に限る。)、能代市 (旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市 (旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。)、潟上市、にかほ市、三種町 (旧山本町、旧八竜町に限る。)、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市 (旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。)、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市 (旧会津若松市、旧北会津村に限る。)、郡山市、白河市 (旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。)、須賀川市 (旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。)、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市 (旧塩川町に限る。)、田村市 (旧都路村に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
	茨城県	土浦市 (旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市 (旧美和村に限る。)、笠間市 (旧岩間町に限る。)、筑西市 (旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。)、かすみがうら市 (旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市 (旧小川町、旧美野里町に限る。)、大子町
	栃木県	日光市 (旧今市市に限る。)、大田原市、矢板市、那須塩原市 (旧黒磯市、旧西那須野町に限る。)、塩谷町、さくら市 (旧喜連川町に限る。)、那珂川町、那須町

群馬県	高崎市（旧倉瀬村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧中之条町に限る。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町、旧新治村に限る。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）
東京都	奥多摩町
新潟県	長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。）、三条市（旧下田村に限る。）、小千谷市、加茂市、十日町市（旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。）、妙高市、五泉市、阿賀野市（旧安田町、旧水原町に限る。）、魚沼市（旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。）、村上市（旧朝日村に限る。）、南魚沼市、柏崎市（旧高柳町に限る。）、上越市（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。）、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧勝山村、旧足和田村に限る。）、小菅村、丹波山村
長野県	長野市（旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。）、松本市（旧松本市、旧四賀村に限る。）、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市（旧上山田町、旧戸倉町に限る。）、中野市（旧豊田村に限る。）、伊那市（旧長谷村に限る。）、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村（旧阿智村に限る。）、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曾町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
岐阜県	中津川市（旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村

	和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
	鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。）
	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。）、新庄村、鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。）
	広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町に限る。）、北広島町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。）、世羅町（旧甲山町、旧世羅町に限る。）、神石高原町
	徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
	高知県	いの町（旧本川村に限る。）
5	福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。）、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。）、渋川市（旧渋川市、旧北橋村、旧子持村、旧伊香保町に限る。）、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。）、幸手市、行田市（旧行田市に限る。）、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。）、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町

千葉県	野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	秦野市、相模原市（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。）、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧栄町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）、
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）、
静岡県	浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、

	旧旭町に限る。)、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。)、豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。)、養父市(旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。)、宇陀市(旧大字陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。)、葛城市、五條市(旧五條市、旧西吉野村に限る。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。)、雲南市、益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市(旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町

	広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）
	山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市
	徳島県	三好市（旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧半田町、旧一字村に限る。）
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
	福岡県	八女市（旧矢部村に限る。）
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧院内町、旧安心院町に除く。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧庄内町、旧湯布院町に限る。）、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。）、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都	東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
石川県	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市
福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。）、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧吉備町、旧金屋町に限る。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。）、出雲市（旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧三原市、旧本郷町に限る。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。）、尾道市（旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。）、福山市（旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市（旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。）、宇部市、下関市（旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。）、岩国市（旧由宇町に限る。）、光市、山陽小野田市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。）、周防大島町、長門市、萩市（旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。）、那賀町（旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	全ての市町村
愛媛県	松山市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、今治市、西条市、西予市（旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。）、大洲市（旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町
高知県	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四

		万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
	福岡県	福岡市（東区、西区、早良区に限る。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。）、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
	佐賀県	全ての市町村
	長崎県	壱岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
	大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村
	宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）、
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）、
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）、
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、始良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

別表第4

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		その他居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23

5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

別表第5

重油	1リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	1立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1キロジュールにつき1.36キロジュール (他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。)
電気	1キロワット時につき9,760キロジュール (夜間買電 (電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。) を行う場合においては、昼間買電 (同号に規定する一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。) の間の消費電力量については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。)